

平成25年4月30日
参 考 資 料

## 「武家の古都・鎌倉」のイコモス勧告結果について（第1報）

「武家の古都・鎌倉」の世界遺産登録に関し、世界遺産委員会の諮問機関であるイコモス（国際記念物遺跡会議）勧告については、先日、5月3日（金）午後から4日（土）未明を目途に通知される予定でしたが、その後、4月30日（火）深夜から5月1日（水）未明に勧告が行われる可能性が生じたので、急遽お知らせさせていただいたところです。

本日、勧告が行われ、別添のとおり、文化庁からの報道発表（速報）がありましたので、お知らせします。

評価結果の概要（第2報）については、文化庁から通知があり次第お知らせします。

問い合わせ先 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 課長 江藤 電話045-210-8350(直通)
---

平成25年4月30日  
文 化 庁

## 我が国の推薦資産に係る世界遺産委員会諮問機関による 評価結果及び勧告について(速報)

今般、我が国から推薦を行っている2つの文化遺産「武家の古都・鎌倉」及び「富士山」についてICOMOSによる勧告がユネスコ世界遺産センターより通知されました。各遺産の推薦に係るこれまでの経緯と評価結果及び世界遺産委員会への勧告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. ICOMOSの評価結果及び勧告の内容(詳細は整理中)

「武家の古都・鎌倉」については、「不記載」が適当との勧告がなされた。

「富士山」については、三保松原を除き「記載」が適当との勧告がなされた。

#### (参考1) 諮問機関による評価結果の4つの区分

記載(Inscription)：世界遺産一覧表に記載するもの。

情報照会(Referral)：追加情報の提出を求めた上で次回以降に再審議するもの。

記載延期(Deferral)：より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要なもの。推薦書を再提出した後、約1年半をかけて再度諮問機関の審査を受ける必要がある。

不記載(Not to inscribe)：記載にふさわしくないもの。(世界遺産委員会で不記載決議となった場合、例外的な場合を除き再推薦は不可。)

#### (参考2) International Council on Monuments and Sites(イコモス)：国際記念物遺跡会議

文化財の保存、修復、再生などを行う国際非政府間組織(NGO)。本拠地はパリ。  
1964年設立。

#### 2. 「武家の古都・鎌倉」のこれまでの経緯

平成 4年10月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年 9月	ICOMOSの専門家による現地調査

### 3. 「富士山」のこれまでの経緯

平成19年 1月	ユネスコの世界遺産暫定一覧表に記載
平成24年 1月	ユネスコへ推薦書を提出
平成24年8～9月	ICOMOSの専門家による現地調査
平成24年12月	ICOMOSから追加情報の要請
平成25年 2月	ICOMOSへ追加情報を提出

### 4. 2つの遺産に係る今後の予定

第37回世界遺産委員会(平成25年6月16日～27日、於:ブノンペン)において、ICOMOSの本勧告を踏まえ、世界遺産一覧表への記載の可否が決定される。

なお、世界遺産委員会による決議は、諮問機関の勧告と同じ「記載」、「情報照会」、「記載延期」、「不記載」の4区分によって行われる。

#### <担当>

文化庁文化財部記念物課

課 長 榎本 剛 (内線2873)

世界文化遺産室長 小林 万里子 (内線4784)

世界文化遺産推薦係主任 岡島 通子 (内線2877)

文化財調査官 西 和彦 (内線4763)

電話:03-5253-4111(代表) 03-6734-2877(直通)

## 世界遺産推薦に係る諮問機関の勧告に対する文化庁長官談話

我が国が誇るべき遺産である「富士山」が、世界遺産委員会に対して専門的な立場から勧告を行う諮問機関（イコモス）から世界遺産としてふさわしい旨の評価を受けられたことは、大変喜ばしいことである。なお、構成資産の一部である「三保松原」について、十分な理解が得られていないことについては、残念である。

また、「鎌倉」の評価については、大変残念に受け止めている。

今回これらの評価を受けた理由について直ちに関係者で分析を行った上で、関係省庁及び関係自治体と協議しつつ、6月の世界遺産委員会に向け、対応を検討してまいりたい。